

議 提 第 4 号

霧島市議会基本条例の一部改正について

上記議案を地方自治法第109条第6項及び霧島市会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成27年10月2日提出

霧島市議会議長 常盤 信一 殿

提出者 霧島市議会運営委員長 中 村 正 人

霧島市議会基本条例の一部を改正する条例

霧島市議会基本条例（平成21年霧島市条例第32号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の前文を加える。

霧島市議会（以下「議会」という。）は、市民から選挙で選ばれた霧島市議会議員（以下「議員」という。）で構成され、同じく市民から選挙で選ばれた市長と並ぶ市民の代表機関である。二つの代表機関は、それぞれ異なる特性を活かして市民の信託に応える責任を負っており、二元代表制の実効性を高め、市民にとって最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。市民が自らの意思と責任で地域のことを決定することが地方自治の本旨であり、合議制の機関である議会は、多様な市民意思を市政への確に反映させるため、活発な討議により多様な観点から市政監視と政策提言を行うとともに、公平で公正、かつ、透明な議会運営を推進し、政策の立案、決定、執行及び評価における論点及び争点を市民に明らかにする役割も担っている。

近年の地方分権の進展に伴う権限移譲等により、霧島市の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、多様な市民意思を反映する議会が市民福祉の向上に果たすべき役割は、住民自治の充実を図るうえでますます重要になってきている。

このようなことから、議会の最高規範として本条例を制定した。我々は、この条例に定める議会としての議会運営の規範を遵守し、実践することにより、市民に信頼され、評価される議会を構築するものである。

第1条中「下」を「もと」に改める。

第6条第2項中「参考人制度及び公聴会制度」を「公聴会制度及び参考人制度（以下「公聴会等」という。）」に改め、同項の次に次の1項を加える。

3 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案能力を高めるとともに、政策提案を拡大する。

第8条の次に次の1条を加える。

（議決事件の拡大）

第8条の2 議会は、二元代表制のもとでの議会の役割を果たすため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定に基づく議決事件の拡大に努める。

第9条中「前条」を「第8条」に改める。

第10条中「議案の審議及び審査に当たっては、議員相互間の議論を尽くすよう努める」を「会議において議案等を審議又は審査し、結論を出すに当たっては、議員又は委員相互間の自由討議を尽くして合意形成に努める」に改める。

第17条を次のように改める。

(議員の政治倫理)

第17条 議員は、市民全体の代表者として負託を受けた責務を正しく認識し、その倫理性を常に自覚して、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

第18条第1項中「考慮して」を「考慮し、市民の意見を聴取するため、公聴会等を十分に活用して」に改め、同条第2項中「地方自治法（昭和22年法律第67号）」を「法」に改める。

第19条に次の1項を加える。

- 2 議会は、議員報酬の改定を議員提案で行う場合においては、公聴会等の活用により、市民等の意見の聴取及び反映に努める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

平成21年に霧島市議会基本条例を制定して以来、これまで地方自治法の改正に伴う所要の改正は行っているものの、運用面での見直しは行っていないこと、また、議会を取り巻く状況も変化していることなどを踏まえ、今回条例の見直しを行い、当該条例の理念を表す前文を改めて追加するほか、現在実施している「議員と語ろかい」を市民との意見交換の場として設けること、「議決事件の拡大」に努めることを盛り込むなど、本条例の所要の改正をしようとするものである。